

大規模施設・飲食店への協力金（令和3年度）について

1 趣旨

大規模施設事業者及び大規模施設のテナント事業者に対する「大規模施設等協力金」並びに飲食店に対する「感染症拡大防止協力支援金」の申請状況等を報告する。

2 大規模施設への協力金（大規模施設等協力金）

（1）コールセンター対応件数（10月1日現在）

3,788件（5/16～10/1, 1日平均約37件）

平日9時～17時, 6月6日までは土日も対応

（2）申請状況（10月1日現在）

単位：件, 千円, %

項目	要請期間	申請期間	申請件数 A	審査完了件数 B	支払件数 C	支払金額 D	支給率 C/A
第1期	5/16～5/31	6/1～7/20	1,908	1,893	1,886	1,014,122	99.2
第2期	6/1～6/20	7/5～9/10	1,667	1,637	1,596	1,230,676	95.7
第3期	8/20～8/26	9/24～10/29	232	0	0	0	0.0
第4期	8/27～9/12						
第5期	9/13～9/30	(未定)	(申請受付前)	—	—	—	—
計	—	—	3,807	3,530	3,482	2,244,798	91.5

3 飲食店への協力支援金（感染症拡大防止協力支援金）

（1）コールセンター対応件数（10月2日現在）

48,623件（5/12～10/2, 1日平均約410件）

月・水・金（9時30分～20時）, 火・木・土（9時30分～17時）※ 日・祝日を除く。

（2）申請状況（10月2日現在）

単位：件, 千円, %

項目	要請期間	申請期間	申請件数 A	審査完了件数 B	支払件数 C	支払金額 D	支給率 C/A
第1期	5/12～6/1	6/2～7/20	11,465	11,367	11,367	9,453,457	99.1
第2期	6/2～6/20	6/21～8/10	11,381	11,312	11,312	9,862,858	99.4
第3期	6/21～7/11	7/12～9/14	6,106	2,066	2,053	1,367,120	33.6
第4期	8/4～9/12	9/13～10/29	4,928	516	168	102,375	3.4
第5期	9/13～9/30	10/1～11/19	961	0	0	0	0.0
第6期	10/1～10/14	10/15～12/3	(申請受付前)	—	—	—	—
計	—	—	34,841	25,261	24,900	20,785,810	71.5

※ 支払件数・支払金額は, 10月7日現在

(3) 早期給付申請状況 (10月2日現在)

単位：件，千円，%

項目	申請期間	申請件数 A	支払件数 B	支払金額 C	支給率 B/A
第4期 早期給付	8/10～9/14	4,494	4,360	2,623,250	97.0
第5期 早期給付	9/15～9/28	2,958	2,917	1,101,600	98.6
第6期 早期給付	10/1～10/12	248	0	0	0.0
計	—	7,700	7,277	3,724,850	94.5

※ 支払件数・支払金額は，10月7日現在

(参考) 大規模施設等への協力金 (広島県大規模施設等協力金)

区分	第1期【緊急事態宣言】	
対象期間	令和3年5月16日(日)0時～5月31日(月)24時	
対象地域	広島県内全域	
主な対象施設と要請内容	床面積1,000㎡超の 「大規模小売店」「百貨店」「ショッピングセンター」「スーパー」「パチンコ店」「ゲームセンター」「スーパー銭湯」等	・5時から20時までの営業時間短縮を要請 ただし、10,000㎡超の施設については、土日の休業を要請 ・いずれも、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く
	床面積1,000㎡超の「劇場」「映画館」「集会場」「ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）」「体育館」「屋内テニスコート」「ボウリング場」「テーマパーク」等	・5時から20時までの営業時間短縮を要請 ・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・イベントを開催する場合（映画館の上映を含む。）は、21時までの営業時間短縮を要請
	上記大規模施設に入居するテナント事業者等（大規模施設と同内容の要請）	
給付要件	（大規模施設） ・広島県内において、県の要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている、床面積が1,000㎡を超える要請対象施設を運営する事業者であること。 ・要請期間のすべての期間に、要請に応じていること。 （ただし、準備等のため5月16日から要請に応じられなかった場合でも、5月19日までに要請に応じること。） ・要請期間中に、飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金等、重複受給ができない制度を利用していないこと。 （テナント） ・要請期間において、要請に応じている大規模の施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること。 ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて休業又は営業時間短縮を行った店舗であること。 ・要請期間中に、飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金等、重複受給ができない制度を利用していないこと。	
支給額	【休業】 1日当たり給付額×対応日数 【時間短縮】 1日当たり給付額×（要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間）×対応日数 ※1日当たり給付額 大規模施設：対象床面積1,000㎡毎に20万円 テナント：対象床面積100㎡毎に2万円 （10店舗以上のテナントを持つ大規模施設事業者の場合、別途把握管理に係る経費を支給）	
受付	6月1日（火）～7月20日（水）	

区分		第2期【緊急事態宣言】
対象期間	令和3年6月1日（火）0時～6月20日（日）24時	
対象地域	広島県内全域	
主な対象施設と要請内容	床面積1,000㎡超の 「大規模小売店」「百貨店」「ショッピングセンター」「スーパー」「パチンコ店」「ゲームセンター」「スーパー銭湯」等	・5時から20時までの営業時間短縮を要請。ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。 ・床面積10,000㎡超の施設については、土日祝日の休業を要請（生活必需品売場を含め10,000㎡までの部分を除く）。
	床面積1,000㎡超の 「劇場」「映画館」「集会場」「ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）」「体育館」「屋内テニス場」「ボウリング場」「テーマパーク」等	・5時から20時までの営業時間短縮を要請 ・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・イベントを開催する場合（映画館の上映を含む。）は、21時までの営業時間短縮を要請
	上記大規模施設に入居するテナント事業者等（大規模施設と同内容の要請）	
給付要件	（大規模施設） ・広島県内において、県の要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている、床面積が1,000㎡を超える要請対象施設を運営する事業者であること。 ・要請期間のすべての期間に、要請に応じていること。 ・要請期間中に、飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金等、重複受給ができない制度を利用していないこと。 （テナント） ・要請期間において、要請に応じている大規模の施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること。 ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて休業又は営業時間短縮を行った店舗であること。 ・要請期間中に、飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金等、重複受給ができない制度を利用していないこと。	
支給額	【休業】 1日当たり給付額×対応日数 【時間短縮】 1日当たり給付額×（要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間）×対応日数 ※1日当たり給付額 大規模施設：対象床面積1,000㎡毎に20万円 テナント：対象床面積100㎡毎に2万円 （10店舗以上のテナントを持つ大規模施設事業者の場合、別途把握管理に係る経費を支給）	
受付	7月5日（月）～9月10日（金）	

区分		第3期【まん延防止等重点措置】
対象期間	令和3年8月20日（金）0時～8月26日（木）24時	
対象区域	広島市・三原市・廿日市市・呉市・尾道市・福山市・府中市竹原市・東広島市・府中町・海田町・坂町	
主な対象施設と要請内容	床面積1,000㎡超の 「大規模小売店」「百貨店」「ショッピングセンター」「スーパー」「パチンコ店」「ゲームセンター」「スーパー銭湯」等	・5時から20時までの営業時間短縮を要請（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く） ・入場整理等の要請
	床面積1,000㎡超の 「劇場」「映画館」「集会場」「ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）」「体育館」「屋内テニス場」「ボウリング場」「テーマパーク」等	・5時から20時までの営業時間短縮を要請 ・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・イベントを開催する場合（映画館の上映を含む。）は、21時までの営業時間短縮を要請 ・入場整理等の要請
	上記大規模施設に入居するテナント事業者等（大規模施設と同内容の要請）	
給付要件	（大規模施設） ・広島県内において、県の要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている、床面積が1,000㎡を超える要請対象施設を運営する事業者であること。 ・要請期間のすべての期間に、要請に応じていること。 （ただし、準備等のため8月20日から要請に応じられなかった場合でも、8月21日までに要請に応じること。） ・要請期間中に、飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金等、重複受給ができない制度を利用していないこと。 （テナント） ・要請期間において、要請に応じている大規模の施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること。 ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて休業又は営業時間短縮を行った店舗であること。 ・要請期間中に、飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金等、重複受給ができない制度を利用していないこと。	
支給額	【時間短縮】 1日当たり給付額×（要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間）×対応日数 ※1日当たり給付額 大規模施設：対象床面積1,000㎡毎に20万円 テナント：対象床面積100㎡毎に2万円 （10店舗以上のテナントを持つ大規模施設事業者の場合、別途把握管理に係る経費を支給）	
受付	9月24日（金）～10月29日（金）（予定）	

区分		第4期【緊急事態宣言】
対象期間	令和3年8月27日（金）0時～9月12日（日）24時	
対象区域	広島県内全域	
主な対象施設と要請内容	百貨店の地下の食品売り場等	入場者の整理等を要請
	床面積 1,000 ㎡超の 「大規模小売店」「百貨店」「ショッピングセンター」「スーパー」「パチンコ店」「ゲームセンター」「スーパー銭湯」等	・5時から20時までの営業時間短縮を要請（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く） ・人数管理、人数制限、誘導等の入場整理等を要請 【令和3年9月11日（土）・12日（日）】 ・10,000 平方メートル超の施設については、土日休業を要請（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く） - ただし、10,000 平方メートルを超えない範囲で営業する場合には、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗に限らない
	床面積 1,000 ㎡超の 「劇場」「映画館」「集会場」「ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）」「体育館」「屋内テニス場」「ボウリング場」「テーマパーク」等	・5時から20時までの営業時間短縮を要請 ・人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内の要請 ・イベントを開催する場合（映画館の上映を含む。）は、21時までの営業時間短縮を要請 ・人数管理、人数制限、誘導等の入場整理等を要請
	上記大規模施設に入居するテナント事業者等（大規模施設と同内容の要請）	
給付要件	（大規模施設） ・広島県内において、県の要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている、床面積が 1,000 ㎡を超える要請対象施設を運営する事業者であること。 ・要請期間のすべての期間に、要請に応じていること。 ・要請期間中に、飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金等、重複受給ができない制度を利用していないこと。 （テナント） ・要請期間において、要請に応じている大規模の施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること。 ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて休業又は営業時間短縮を行った店舗であること。 ・要請期間中に、飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金等、重複受給ができない制度を利用していないこと。	
支給額	【休業】 1日当たり支給額×対応日数 【時間短縮】 1日当たり給付額×（要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間）×対応日数 ※1日当たり給付額 大規模施設：対象床面積 1,000 ㎡毎に 20 万円 テナント：対象床面積 100 ㎡毎に 2 万円 （10店舗以上のテナントを持つ大規模施設事業者の場合、別途把握管理に係る経費を支給）	
受付	9月24日（金）～10月29日（金）	

区分		第5期【緊急事態宣言】
対象期間	令和3年9月13日（月）0時～9月30日（木）24時	
対象区域	広島県内全域	
主な対象施設と要請内容	百貨店の地下の食品売り場等	入場者の整理等を要請
	床面積 1,000 ㎡超の 「大規模小売店」「百貨店」「ショッピングセンター」「スーパー」「パチンコ店」「ゲームセンター」「スーパー銭湯」等	・5時から20時までの営業時間短縮を要請（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く） ・人数管理、人数制限、誘導等の入場整理等を要請
	床面積 1,000 ㎡超の 「劇場」「映画館」「集会場」「ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）」「体育館」「屋内テニス場」「ボウリング場」「テーマパーク」等	・5時から20時までの営業時間短縮を要請 ・人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内の要請 ・イベントを開催する場合（映画館の上映を含む。）は、21時までの営業時間短縮を要請 ・人数管理、人数制限、誘導等の入場整理等を要請
	上記大規模施設に入居するテナント事業者等（大規模施設と同内容の要請）	
給付要件	（大規模施設） ・広島県内において、県の要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている、床面積が 1,000 ㎡を超える要請対象施設を運営する事業者であること。 ・要請期間のすべての期間に、要請に応じていること。 ・要請期間中に、飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金等、重複受給ができない制度を利用していないこと。 （テナント） ・要請期間において、要請に応じている大規模の施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること。 ・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて休業又は営業時間短縮を行った店舗であること。 ・要請期間中に、飲食業に係る感染症拡大防止協力支援金等、重複受給ができない制度を利用していないこと。	
支給額	【時間短縮】 1日当たり給付額×（要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間）×対応日数 ※1日当たり給付額 大規模施設：対象床面積 1,000 ㎡毎に 20 万円 テナント：対象床面積 100 ㎡毎に 2 万円 （10店舗以上のテナントを持つ大規模施設事業者の場合、別途把握管理に係る経費を支給）	
受付	受付開始準備中（開始時期未定）	

(参考) 飲食店への協力支援金(感染症拡大防止協力支援金)

令和3年度第1期(5/12~5/15(4日間))県独自の取組

対象エリア	流川・薬研堀地区					
対象店舗	・酒類を提供し、通常は20時以降まで営業している飲食店(飲食店営業許可「1類」又は「3類」) ・「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。					
主な支給要件	時短: 20時までの時短営業(酒類の提供は19時まで) 休業: すべての日において休業					
協力支援金 (1店舗当たり)	(単位: 万円/日)					
	中小企業	PCR受検無	PCR受検有	大企業	PCR受検無	PCR受検有
	時短	1.5~4.5	2.0~6.0	時短	最大10	最大15
	休業	2.0~6.0	2.5~7.5	休業	最大15	最大20
申請受付期間	令和3年6月2日(水)~7月20日(火)消印有効					

令和3年度第1期(5/16~5/31(16日間), 6/1(1日間))緊急事態措置

対象エリア	県全域					
対象店舗	・「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店」又は「通常は20 時以降まで営業している飲食店」（飲食店営業許可「1 類」又は「3 類」，又は喫茶店営業許可「1 類」） ・「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。					
主な支給要件	時短：20 時までの時短営業（酒類・カラオケ設備の提供は行わない。） 休業：すべての日において休業					
協力支援金 (1 店舗当たり)	① 流川・薬研堀地区			(単位：万円／日)		
	中小企業	PCR 受検無	PCR 受検有	大企業	PCR 受検無	PCR 受検有
	時短	3.0～9.0	3.5～9.5	時短	最大 19	最大 19.5
	休業	3.5～9.5	4.0～10.0	休業	最大 19.5	最大 20
	② (①以外)			(単位：万円／日)		
		中小企業			大企業	
	時短	3.0～9.0		時短	最大 19	
	休業	3.5～9.5		休業	最大 19.5	
	申請受付期間					
	令和3 年6 月2 日（水）～7 月2 0 日（火）消印有効					

令和3年度第2期(6/2~6/20(19日間))緊急事態措置

対象エリア	県全域					
対象店舗	・「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店」又は「通常は20 時以降まで営業している飲食店」（飲食店営業許可「1 類」又は「3 類」、又は喫茶店営業許可「1 類」） ・「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。					
主な支給要件	時短：20 時までの時短営業（酒類・カラオケ設備の提供は行わない。） 休業：すべての日において休業					
協力支援金 (1店舗当たり)	(単位：万円／日)					
		中小企業			大企業	
	時短	3.0～9.0		時短	最大 19	
	休業	3.5～9.5		休業	最大 19.5	
申請受付期間	令和3年6月21日（月）～8月10日（火）消印有効					

令和３年度第３期（6/21～7/11（21日間））県独自の取組

対象エリア	広島市・東広島市・廿日市市															
対象店舗	・酒類を提供し、通常は 20 時以降まで営業している飲食店（飲食店営業許可「1 類」又は「3 類」） ・「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。															
主な支給要件	時短：20 時までの時短営業（酒類の提供は 19 時まで） 休業：すべての日において休業 ※飲食を主として業としている店舗は、期間の全日、カラオケ設備の提供を行わないこと。															
協力支援金 (1 店舗当たり)	(単位：万円／日) <table><tr><td></td><td>中小企業</td><td></td><td>大企業</td></tr><tr><td>時短</td><td>2.0～7.0</td><td>時短</td><td>最大 19</td></tr><tr><td>休業</td><td>2.5～7.5</td><td>休業</td><td>最大 19.5</td></tr></table>					中小企業		大企業	時短	2.0～7.0	時短	最大 19	休業	2.5～7.5	休業	最大 19.5
	中小企業		大企業													
時短	2.0～7.0	時短	最大 19													
休業	2.5～7.5	休業	最大 19.5													
申請受付期間	令和 3 年 7 月 1 2 日（月）～9 月 1 4 日（火）消印有効															

※ 感染状況の改善に伴い、要請期間を変更する場合がある。

令和３年度第４期（8/4～8/19（16日間））県独自の取組

対象エリア	広島市・三原市・廿日市市 8/4～8/19（16 日間） 呉市・尾道市・福山市・府中市 8/10～8/19（10 日間）															
対象店舗	・酒類を提供し、通常は 20 時以降まで営業している飲食店（飲食店営業許可「1 類」又は「3 類」） ・「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。															
主な支給要件	時短：20 時までの時短営業（酒類の提供は 19 時まで） 休業：すべての日において休業 ※飲食を主として業としている店舗は、期間の全日、カラオケ設備の提供を行わないこと。															
協力支援金 (1 店舗当たり)	<table><tr><td></td><td>中小企業</td></tr><tr><td>時短</td><td>2.0～7.0</td></tr><tr><td>休業</td><td>2.5～7.5</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>大企業</td></tr><tr><td>時短</td><td>最大 19</td></tr><tr><td>休業</td><td>最大 19.5</td></tr></table> (単位：万円／日) ※早期給付 1 店舗当たり 25 万円					中小企業	時短	2.0～7.0	休業	2.5～7.5		大企業	時短	最大 19	休業	最大 19.5
	中小企業															
時短	2.0～7.0															
休業	2.5～7.5															
	大企業															
時短	最大 19															
休業	最大 19.5															
申請受付期間	令和 3 年 9 月 1 3 日（月）～1 0 月 2 9 日（金）消印有効 早期給付申請受付期間 令和 3 年 8 月 1 0（火）～9 月 1 4 日（火）															

令和３年度第４期（8/20～8/26（7日間））まん延防止等重点措置

対象エリア	広島市・三原市・廿日市市・呉市・尾道市・福山市・府中市 竹原市・東広島市・府中町・海田町・坂町											
対象店舗	・「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店」又は「通常は 20 時以降まで営業している飲食店」 ・「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。											
主な支給要件	時短：20 時までの時短営業（酒類・カラオケ設備の提供は行わない。） 休業：すべての日において休業											
協力支援金 (1 店舗当たり)	中小企業 大企業 <table><tr><td>時短</td><td>2.5～9.5</td><td>時短</td><td>最大 19.5</td></tr><tr><td>休業</td><td>3.0～10.0</td><td>休業</td><td>最大 20.0</td></tr></table> ※早期給付 1 店舗当たり 36 万円				時短	2.5～9.5	時短	最大 19.5	休業	3.0～10.0	休業	最大 20.0
時短	2.5～9.5	時短	最大 19.5									
休業	3.0～10.0	休業	最大 20.0									
申請受付期間	令和 3 年 9 月 1 3 日（月）～1 0 月 2 9 日（金）消印有効 早期給付申請受付期間 令和 3 年 8 月 2 3（月）～9 月 1 4 日（火）											

令和3年度第4期（8/27～9/12（17日間））緊急事態措置

対象エリア	県全域														
対象店舗	・「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店」又は「通常は20時以降まで営業している飲食店」 ・「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。														
主な支給要件	時短：20時までの時短営業（酒類・カラオケ設備の提供は行わない。） 休業：すべての日において休業														
協力支援金 （1店舗当たり）	（単位：万円／日） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td><td>中小企業</td><td></td><td>大企業</td></tr> <tr> <td>時短</td><td>3.5～9.5</td><td>時短</td><td>最大 19.5</td></tr> <tr> <td>休業</td><td>4.0～10.0</td><td>休業</td><td>最大 20.0</td></tr> </table> ※早期給付 ・新たに追加となる11市町は、1店舗当たり34万円 ・まん延防止等重点措置から対象となった5市町は1店舗当たり9万円を追加				中小企業		大企業	時短	3.5～9.5	時短	最大 19.5	休業	4.0～10.0	休業	最大 20.0
	中小企業		大企業												
時短	3.5～9.5	時短	最大 19.5												
休業	4.0～10.0	休業	最大 20.0												
申請受付期間	令和3年9月13日（月）～10月29日（金）消印有効 早期給付申請受付期間 令和3年8月23日（月）～9月14日（火）														

令和3年度第5期（9/13～9/30（18日間））緊急事態措置

対象エリア	県全域														
対象店舗	・「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店」又は「通常は20時以降まで営業している飲食店」 ・「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。														
主な支給要件	時短：20時までの時短営業（酒類・カラオケ設備の提供は行わない。） 休業：すべての日において休業														
協力支援金 （1店舗当たり）	（単位：万円／日） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td><td>中小企業</td><td></td><td>大企業</td></tr> <tr> <td>時短</td><td>3.5～9.5</td><td>時短</td><td>最大 19.5</td></tr> <tr> <td>休業</td><td>4.0～10.0</td><td>休業</td><td>最大 20.0</td></tr> </table> ※早期給付 1店舗当たり36万円				中小企業		大企業	時短	3.5～9.5	時短	最大 19.5	休業	4.0～10.0	休業	最大 20.0
	中小企業		大企業												
時短	3.5～9.5	時短	最大 19.5												
休業	4.0～10.0	休業	最大 20.0												
申請受付期間	令和3年10月1日（金）～11月19日（金）消印有効 早期給付申請受付期間 令和3年9月15日（水）～9月28日（火）														

令和3年度第6期（10/1～10/14（14日間））県独自の取組

対象エリア	広島市・東広島市・府中町・海田町														
対象店舗	・酒類を提供し、通常は20時（広島積極ガード店ゴールド認証店は21時）以降まで営業している飲食店（飲食店営業許可「1類」又は「3類」） ・「広島積極ガード店ゴールド」又は「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。														
主な支給要件	（広島積極ガード店ゴールド認証店（第三者認証店）） 時短：21時までの時短営業（酒類の提供は20時まで） 休業：すべての日において休業 （第三者認証店以外） 時短：20時までの時短営業（酒類の提供は19時30分まで） 休業：すべての日において休業														
協力支援金 （1店舗当たり）	（単位：万円／日） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td><td>中小企業</td><td></td><td>大企業</td></tr> <tr> <td>時短</td><td>2.0～7.0</td><td>時短</td><td>最大 19.5</td></tr> <tr> <td>休業</td><td>2.5～7.5</td><td>休業</td><td>最大 20.0</td></tr> </table> ※早期給付 1店舗当たり18万円				中小企業		大企業	時短	2.0～7.0	時短	最大 19.5	休業	2.5～7.5	休業	最大 20.0
	中小企業		大企業												
時短	2.0～7.0	時短	最大 19.5												
休業	2.5～7.5	休業	最大 20.0												
申請受付期間	令和3年10月15日（金）～12月3日（金）消印有効 早期給付申請受付期間 令和3年10月1日（金）～10月12日（火）														